



店 舗 用 ショッピングカートの S G 基 準
(公開用)

序文

このSG基準及び基準確認方法は、一般財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。このSG認定は適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

一般財団法人製品安全協会は、このSG基準の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

一般財団法人製品安全協会の許可なしに、このSG基準の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

店舗用ショッピングカート（改正）専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	高野倉 雅人	神奈川大学	
(委 員)	雨宮 靖子	一般財団法人消費科学センター	
	五百木 泰彦	イオンリテール株式会社	
	奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験	
	川口谷 真理	株式会社イトーヨーカ堂	
	小林 肇	元) 独立行政法人産業技術総合研究所	
	野尻 慎	株式会社ジョイパレット	
	松村 嘉久	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	武藤 達也	大和産業株式会社	
	森 和彦	株式会社スーパーメイト	
	吉川 昌明	河淳株式会社	
	吉田 剛毅	コンビ株式会社	
(関係者)	経済産業省商務流通保安グループ製品安全課 経済産業省商務情報政策局日用品室		
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ 110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org 管理グループ TEL 03-5808-3300 FAX 03-5808-3305 業務グループ TEL 03-5808-3302 FAX 03-5808-3305 PLセンター TEL 03-5808-3303 FAX 03-5808-3305		

店舗用ショッピングカートの SG 基準

1. 基準の目的

この基準は、店舗用ショッピングカートの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、スーパーマーケット等の店舗において、買い物をする際に一般消費者が商品を入れて運ぶための、店舗備え付けのショッピングカート(以下「カート」という。)について適用する。

なお、カートには、幼児用の座席(標準使用月齢が生後12月以上48月未満の範囲に含まれる幼児一人が着席するものに限る。)及び乳幼児用の座席(生後2月以上48月未満の範囲に含まれる乳幼児一人が着席するものに限る)を有することができる。

また、カートには原則としてネスティング機能(注)を有するものとするが、幼児座席及び／又は乳幼児座席を複数有すもので、店舗等で使用されることが明らかなものにあつてはこの限りではない。

ただし、ここでいう店舗用ショッピングカートは、「ショッピングカートのSG基準」に規定される一般家庭で買物等に使用するショッピングカート、車椅子等他の製品と組み合わせて使用されるもの、空港等で旅行かばん等を運ぶために用いられている荷台、店舗内の陳列用等の荷台などは除く。

注：「ネスティング機能」とは、所定のカート置場に収納する際に、カートの奥行方向に重ねて収納されるものをいう

3. 種類

カートの種類は、次のとおりとする。

- (1) N 形: もっぱら成人が使用することを目的に設計されたもの
 - (a) S 形: 幼児座席を有さないもの
 - (b) B 形: 乳幼児座席を有するもの
 - (c) K 形: 幼児座席を有するもの(M 形を除く)
 - (d) M 形: 幼児座席を有するものであつて、幼児座席が枠などで囲まれているもの(注)
- (2) C 形: もっぱら幼児・児童が使用することを目的に設計されたもの

注：「枠などで囲まれているもの」とは、幼児座席の側面を座面からの投影高さ 120 mm 以上、背面を高さ 200 mm 以上、かつ、正面を高さ 220 mm 以上の堅固な素材で囲われたものをいう。

4. 安全性品質

カートの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 構造、外観及び寸法	1. 構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1)各部の組付け・接合は、堅ろう、かつ、確実にゆるみ、がた、溶接不良等がないこと。 (2)外部に現れるボルト・ナット、溶接部等の先端は、著しく突出していないこと。 (3)使用時に手足等が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。 (4)ネスティング機能を有するものにあつては、ネスティング時に、ハンドル部に添えた手指を前方にあるワゴンのハンドル部等に挟まない構造であること。 (5) C 形並びに B 形並びに K 形及び M 形にあつては、使用中（K 形及び M 形にあつては幼児座席着席中、B 形にあつては乳幼児座席着席中に限る。基準確認方法についても同様。）の乳幼児に傷害を与えるような可動部やすき間がないこと。	

	(6)車輪の直径は、S 形及び C 型にあつては○ mm以上、B 形並びに K 形及び M 形にあつては○ mm以上であること。ただし、オートスロープ対応のものにあつては、対応するオートスロープ上に静置したとき外部からの力を加えない限りその場に停止するものであること。 (7)B 形及び K 形にあつては、座席前端部下方に乳幼児が足をかけて立ち上げられるようなフレーム等を有しないこと。 (8)B 形並びに K 形及び M 形（座席に着席した幼児の足が床面に届かないよう防護柵等のあるものを除く。）にあつては、座面の高さは幼児の足が届かないものであること。 (9) B 形にあつては、乳児の姿勢が安定するよう、背もたれが後方に傾斜していること。 (10)B 形及び K 形にあつては、背もたれの高さは○mm以上であること。また、B 形にあつては背もたれの長さは○mm以上であること。 (11)B 形及び K 形にあつては保護柵の高さは○mm以上であること (12)B 形及び K 形にあつては股フレームを有しており、股フレー	
--	---	--

	ムには乳幼児の足が入り込んで抜けなくなる危険なすき間がないこと。 (13)B 形及び K 形にあつては、乳児座席および乳幼児座席に乳幼児が転落するおそれのある危険なすき間がないこと。 (14)B 形にあつてはシート部の側面に剛性のある高さ○mm以上の壁面を有すること。 (15)K 形にあつては、座席上の幼児の身体が側方に転落しないための側面枠部を有すること。 (16)B 形にあつては乳幼児の動きを十分拘束できるベルト等を有していること。 (17)B 形にあつては、股フレーム、腰ベルト等の幅は○mm以上であること。 (18)B 形で対面式のものにあつては、着座した乳幼児の頭がワゴン前方に飛び出さない構造であること。 (19)バスケット前面部には、角部がなく、溶接継ぎ目部やフレーム等の切断部がないか、又は容易に外れない保護カバー等を有すること。	
--	---	--

	(20)下段枠前面部は、前方歩行者の踵部を傷つけないよう容易に外れない保護カバーが取り付けられていること。ただしオートスロープ対応のための補助輪は、これに該当しない。 (21)オートスロープ対応のための補助輪を有するものにあつては、補助輪は前方歩行者の安全性を害するものでないこと。 (22)車輪の取付位置は、使用中に移動するおそれのない構造であり、かつ、付け直す際に取付位置が変動しない措置が施されていること。 (23)M 形であつて、着席のために使用する開閉する扉があるものにあつては、扉の外側から扉をロックできる構造であること。 (24)C 形並びに B 形並びに K 形又は M 形にあつては、座席に着席した幼児の手の届く範囲内の部品等は、容易に外れたり、飲み込んでも窒息のおそれがない大きさであること。 (25)M 形にあつては、着席している幼児が容易に立ち上がることを防止するための構造体が取付けられていること。	
--	--	--

2. 安定性	2.カートの安定性試験は次のとおりとする。 (1)傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと (2)オートスロープ対応のものにあつてはバスケット積載時の前方安定性試験を行ったとき転倒しないこと (3)ハンドルの安定性試験を行ったとき、転倒することがなく、かつ各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	
3. 耐荷重性	3. 耐荷重試験により、各部に接合部の外れ、破損、使用上支障のある変形等が生じないこと。	
4.耐衝撃性	4. B 形並びに K 形及び M 形の座席は、衝撃荷重試験に耐えられること。	
5. 強度	5. (1)B 形並びに K 形及び M 形で股フレームや股ベルトを有するものにあつては、股フレーム及び股ベルトの強度試験を行ったとき、ベルト等の破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異常がないこと。 (2)B 形並びに K 形及び M 形でベルトを有するものにあつては、ベルトの緩み試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がな	

6. 材料	く、かつ緩みが〇mm以下であること。 6. (1)耐食性材料以外の金属材料部は、防せい処理が施されていること。 (2)C 形並びに B 形並びに K 形又は M 形にあつては、座席及び座席周囲(正常な状態で使用中に、幼児の手の届く範囲に限る。)の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	
7. 付属品	7. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること	

5. 表示及び取扱説明書

カートの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基準確認方法
1.表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 ただし、(3)の(a)から(k)までにあつては使用者が製品を使用する際に必ず目につく箇所に、大きな文字等で製品本体にその趣旨を表示すること。その際、イラストを併記することが望ましい。 なお、その製品に該当しない表示については、表示しなくてもよい。 (1)申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。 (2)製造年若しくは輸入年、又はその略号。 (3)使用者への注意 (a)乳幼児は座席に寄せ、バスケット中には乳幼児を乗せないこと。(B 形並びに K 形及び M 形に限る。) (b)座席から乳幼児が立ち上がったたり、座席からすり抜けて落下、可動部に挟み込まれないよう注意すること。(B 形並びに K 形及び M 形に限る。)	

	(c)幼児座席及び乳幼児座席の標準使用月齢。(B 形並びに K 形及び M 形に限る。)なお、標準使用身長例を併記することが望ましい。 (d)遊具として使用したり、バスケットやハンドルに幼児をぶらさがらせないこと。 (e)幼児・児童から目を離さないこと。(C 形に限る。) (f)必ず身体保持具(ベルト等)を使用すること。(B 形に限る) (g)扉を必ずロックして使用すること。(M 形に限る) (h)乳幼児が座席から足を出さないよう注意すること。(M 形に限る) (i)傘立て、杖立て等に関する注意事項 (j)背もたれから幼児の頭が飛び出る場合は、壁などに頭があたりケガをするおそれがあるため、背もたれを立てた状態で使用する旨。(B 形で対面式のものに限り) (k)腰が据わっていない乳児(7 か月未満)が使用する場合は、背もたれを寝かせた状態で使用する旨(B 形に限る)	
--	--	--

2. 取扱説明書	(l)バスケットへの過積載や荷物の著しい偏りが無いこと。 (m)変形や破損を見つけたときは、店員に連絡すること。 2. 製品には、次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。 (1)取扱説明書は必ず読み、読んだ後保管すること。ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法で表示してある場合は、本項を省略してもよい。 (2)バスケットの収容能力 (3)各部の名称 (4)部品の一部が取り外されているもの、又は取り外すことができるものは、その取り外し又は組立ての方法 (5)使用上・管理上の注意 (a)用途以外の使用がないこと。 (b)幼児等が遊具として使用することのないこと。 (c)バスケットに幼児がぶら下がったり、体重をかけると転倒しやすいため、注意を要すること。	
-----------------	--	--

	(6)雨ざらしにしないこと。 (7)安全点検は、下表にしたがって行うこと。 (8)SG マークの賠償制度は、店舗用ショッピングカートの欠陥により発生した人身事故に対する賠償制度であること (9)製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。	
表 安全点検項目		
点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 時 期
(a) 幼児座席	座席面の破損、外れ、座席周辺の割れ、変形 扉のロック強度(M 形で扉を有するものに限る)	6か月ごと
(b) キャスタ	固定箇所のゆるみ、走行の円滑さ、塵等の付着	6か月ごと
(c) その他	ボルト・ナットや溶接部等の接合部の外れ、めっき部のはがれ	6か月ごと
(d) 表示	使用者に対する表示の有無、印刷表示等の読みやすさ	6か月ごと